環境確保条例に基づく総量削減義務と排出量取引制度

トップレベル事業所等認定に関する説明会

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

令和3年5月

東京都環境局

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

■　令和3年度は、以下の取扱いを実施

1. トップレベル事業所認定申請及び適合報告における令和2年度の実績

〇評価期間等について

・申請の前年度の年間を通じた継続的な実績
（主にⅠ一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目を除く。）及びⅢ 事業所及び設備の運用に関する事項について）

→ 令和2年7月分から令和3年3月分までの9か月分の実績で評価も可

・申請の前年度末時点の状況
（主にⅠ 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目及びⅡ 建物及び設備性能に関する事項について）

→ 変更無し

〇適用される評価項目

認定基準及び認定ガイドラインに規定される全項目

なお、上記の期間において、新型コロナウイルス感染症対策実施により、取り組みが困難な項目については、以下の評価方法を取り入れることも認める。

①任意期間において、令和元年度実績での評価も可

②任意項目での、令和元年度実績での評価も可

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

令和3年度（2021年度）認定申請年度・適合状況報告年度	（従来）	（変更後）
Ⅰ 一般管理事項のうち3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目及びⅡ 建物及び設備性能に関する事項に関して	2020年度末時点の状況で評価 2020年4月 ～ 2021年3月	同左（原則変更なし）
Ⅰ一般管理事項（3.1～3.2、3.4～3.7 及び4.8 の評価項目を除く。）及びⅢ 事業所及び設備の運用に関する事項について	2020年度の年間を通した継続的な実績で評価	（原則の評価期間） 感染防止対策のため4月～6月は除外期間としてもよい 2020年度7月～2021年度3月分まで9か月分の実績で評価も可能とする 原則の評価期間において、感染防止対策により取組が困難な項目については、以下の評価方法の組合せも認める。 ① 任意期間（全期間も可）において2019年度の実績での評価も認める。 例) 4月～6月は除外 / 7月～9月分まで 2019年度の実績で評価 / 10月～3月分まで 2020年度の実績で評価 4月～6月は除外 / 7月～9月分まで 2020年度の実績で評価 / 10月～1月分まで 2019年度の実績で評価 / 2月～3月分まで 2020年度の実績で評価 ② 項目ごとに、2019年度の実績での評価も認める。 注：ただし、①②において、根拠書類の元となるデータ等は2019年度、2020年度のいずれかの年度で統一すること。 同一項目において判断基準アは2020年度データ、同イは2019年度データから評価するといったことは認めない。 例）○○システムが導入され、次のアからウまでの全てを満たす場合は評価してよい。 ア □□ →2020年度データで満たしている イ △△ →2019年度データで満たしている ウ ◇◇ →2020年度データで満たしている →この場合、ア、イ、ウの判断基準において別の年度のデータが根拠資料となっているため、判断基準を満たしていると認められない。 ※ 上記①、②を考慮しても、なお評価困難な項目があれば、相談窓口にお問い合わせください。ただし、意見・要望が認められない場合もございます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

（原則の評価期間）

感染防止対策のため4月～6月は除外期間としてもよい

2020年度7月～2021年度3月分まで
9か月分の実績で評価も可能とする

原則の評価期間において、感染防止対策により取組が困難な項目については、以下の評価方法の組合せも認める。

① 任意期間（全期間も可）において2019年度の実績での評価も認める。

例)

4月～6月は除外

7月～9月分まで
2019年度の実績で評価

10月～3月分まで
2020年度の実績で評価

4月～6月は除外

7月～9月分まで
2020年度の
実績で評価

10月～1月分まで
2019年度の
実績で評価

2月～3月分まで
2020年度の
実績で評価

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

② 項目ごとに、2019年度の実績での評価も認める。

注：ただし、①②において、根拠書類の元となるデータ等は2019年度、2020年度のいずれかの年度で統一すること。

同一項目において判断基準アは2020年度データ、同イは2019年度データから評価するといったことは認めない。

例）〇〇システムが導入され、次のアからウまでの全てを満たす場合は評価してよい。

ア □□ →2020年度データで満たしている

イ △△ →2019年度データで満たしている

ウ ◇◇ →2020年度データで満たしている

→この場合、ア、イ、ウの判断基準において別の年度のデータが根拠資料となっているため、判断基準を満たしていると認められない。

※ 上記①、②を考慮しても、なお評価困難な項目があれば、相談窓口にお問い合わせください。ただし、意見・要望が認められない場合もございます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

Ⅰ4.4　CO2 削減対策の啓発活動の実施

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準
□（1）CO2 削減対策に関する啓発活動※1で、次のアからカまでの全てが実施されている場合は、「実施」を選択する。 ア　空調の停止及び時間短縮 イ　照明の消灯及び時間短縮 ウ　待機電力の削減 エ　パソコン電源設定 オ　ブラインドの効率運用 カ　冷凍冷蔵庫及びショーケースの運用 ※1：啓発活動とは、ポスター、モニター、イントラネット等を利用したもの又は CO2 削減推進会議等で取り上げたものとする。

2019年度はア～カまで実施→2019年度実績では“実施”
2020年度はイ～カまで実施→2020年度実績では“実施なし”
→2021年度申請では、2019年度実績で“実施”と評価が可能。
アを2019年度実績、イ～カを2020年度実績で評価することはできない。

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

Ⅲ1b.9　居室以外の室内温度の緩和

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準
□(1)　主たるエントランスホール、廊下等の居室以外の室内温度の緩和が実施され、その実施記録がある場合は、次のアからウまでの選択肢の中から該当するものを選択する。 ア　主たるエントランスホール及び廊下の合計床面積の 80%以上で実施されている場合は、「エントランスホール及び廊下で実施」とする。 イ　主たるエントランスホールの床面積の 80%以上、又は主たる廊下の床面積の 80%以上で実施されている場合は、「エントランスホール又は廊下で実施」とする。 ウ　主たるエントランスホール及び廊下の合計床面積の 50%以上で実施されている場合は、「エントランスホール又は廊下で実施」とする。 □(2)　居室以外の室内温度の緩和とは、次のアからエまでのいずれかに該当するものとする。 ア　居室以外の室内温度が居室に対して、夏季は高め、冬季は低めに設定され、その実施記録がある。 イ　居室と同じ設定温度で、夏季は 27℃以上、冬季は 20℃以下に設定され、その実施記録がある。 ウ　主たるエントランスホール及び廊下の空調が、年間を通して停止され、その実施記録がある。 エ　主たるエントランスホール及び廊下に空調が無い。

(1)を2020年度実績、(2)を2019年度実績で評価することはできない。

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

Ⅰ1.1　CO2削減推進会議等の設置及び開催

評価分類	No.	評価項目					
◎	1．1	CO2削減推進会議等の設置及び開催					
評価内容							
CO2 削減推進会議等が設置され、どの程度の頻度で実施されているか。							
取組状況の程度・取組状況の評価点							
Σ（P1×K1＋･･･＋P3×K3）							
統括管理者が出席するCO2削減推進会議							係数　K1
取組状況	月1回以上	年2回以上	年2回未満又は実施無し				0．6
点数　P1	1	0．5	0				
特定テナント連絡会議（特定テナントがある場合に限る。）							係数　K2
取組状況	年6回以上	年2回以上	年2回未満又は実施無し	特定テナント無し			0．2
点数　P2	1	0．5	0	—			
テナント説明会（テナントがある場合に限る。）							係数　K3
取組状況	年6回以上	年2回以上	年2回未満又は実施無し	テナント無し			0．2
点数　P3	1	0．5	0	—			

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

Ⅰ 1.1　CO2削減推進会議等の設置及び開催

取組状況の程度の選択又は記入に係る判断基準
□(1) CO2 削減推進会議※1を開催し、次のアからオまでの関係者が全て出席している場合は、その頻度を選択する。ただし、やむを得ず関係者の一部が出席できない場合であって、代理の出席が行われているときは、出席しているとみなす。 ア　条例第6条の2第1項に定められる統括管理者又は改修工事(修繕工事を除く。)の権限を保有する責任者(管理会社等へ委託している場合も含む。ただし、改修工事の権限を保有する責任者のみが出席している場合は、統括管理者へ会議結果の報告が行なわれていること。) イ　条例第6条の2第2項に定められる技術管理者 ウ　エネルギー管理責任者 エ　CO2 削減に係る予算権限を有している部門 オ　テナントを管理する部門
□(2) 認定申請事業所にある全ての特定テナントを対象に、担当者が出席する特定テナント連絡会議※2を開催している場合は、その頻度を選択する。ただし、欠席した特定テナントには、会議における配布資料や議事録を配布するものとする。
□(3) 認定申請事業所にある全てのテナントを対象に、担当者が出席するテナント説明会※3を開催している場合は、その頻度を選択する。ただし、欠席したテナントには、会議における配布資料や議事録を配布するものとする。

この評価項目は(1)～(3)のそれぞれで2019年度実績、2020年度実績から選択できる。

新型コロナウイルス感染症対策に係るその他の対応

■評価項目ごとの暫定対応

○Ⅰ.1.1 CO2削減推進会議等の設置及び開催

・CO2削減推進会議については、WEB会議のようなICTを活用した双方向の会議手法もご活用ください。

○Ⅱ3b.13 CO2濃度による外気量制御の導入（区分Ⅱ2a.10）

・「CO2濃度の900ppm以上への調整」という記述に関しては、新型コロナウイルス感染症対策による暫定的な取扱いを認める。

その他、新型コロナウイルス感染症対策に関連し、「Ⅰ 一般管理事項」「Ⅲ事業所及び設備の運用に関する事項」に類似した判断基準の項目がある場合等は、暫定的な取扱いが認められる場合がある。

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

2. 事業所における暫定取扱いの内容報告

（都HPページ：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html#cmstop）

ガイドライン別紙 ※令和3年度の認定申請及び適合状況報告に限り適用		
別紙　「トップレベル事業所における一部項目における暫定取扱い」について	PDF（PDF：1,124KB）	
別添　令和2年度実績における暫定取扱い項目一覧	Excel（区分Ⅰ用）（エクセル：25KB） Excel（区分Ⅱ用）（エクセル：67KB）	

検証を受ける際は、担当の検証主任者に御提示ください。

また、適合状況報告の提出、認定申請の提出時に御提出ください。

新型コロナウイルス感染症対策に係る暫定対応

2. 事業所における暫定取扱いの内容報告

（都HPページ：https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules/cat9740.html#cmstop）

■ 令和２年度実績における暫定取扱い項目一覧

※以下、新型コロナウィルスの感染防止対策により、省エネ対策の実施が困難となった評価項目についてご記入ください。

No.	評価No.	評価項目 （以下の欄は数式が入力されており、評価No.を選択することで自動表示されます。）	実施が困難であった理由	暫定的取扱い評価の内容
例	III1b.2	CO2濃度・外気温湿度による外気取入量の調整	テナントからの要請により、外気の取入れを４月より最大量で運用したため	2020年7月～2021年3月の9か月分の実績で評価を実施した
1				
2				
3				